

令和5年度 矢板市特定事業主行動計画実施状況報告

【第2次矢板市特定事業主行動計画（後期計画）】

1 目的

令和2年3月に策定した第2次矢板市特定事業主行動計画（後期計画）に基づく措置の実施状況について、次世代育成支援対策推進法第19条第5項の規定に基づき、公表するものです。

2 計画策定者

市長、議長、選挙管理委員会、代表監査委員、農業委員会、水道事業管理者

3 実施状況

(1) 育児休暇制度等の周知

出産育児に関する制度について、庁内ネットワークに掲載し、すべての職員が情報を得られる環境を整備しています。

(2) 妊娠中及び出産後における配慮

随時の面接、人事評価面接などの機会をとらえて、職員の状況把握に努めています。

(3) 子どもの出生時における父親の休暇（特別、年次）の取得の促進

▶目標数値：職員の妻の出産に伴う入院時の付き添い等のために取得できる特別休暇（2日間）の取得率を100%とします。

年度	実績	備考
令和2年度	88.9%	
令和3年度	50.0%	
令和4年度	57.1%	
令和5年度	100.0%	
令和6年度		

(4) 育児休業等を取得しやすい環境の整備

- ① 育児休業取得時の代替要員の確保
- ② 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

▶目標数値：男性の育児休業の取得率を 10%とします。（女性職員については、100%の取得率を維持します。）

年 度	男性職員	女性職員	備 考
令和 2 年度	11.1%	100.0%	
令和 3 年度	50.0%	100.0%	
令和 4 年度	28.6%	100.0%	
令和 5 年度	42.9%	100.0%	
令和 6 年度			

(5) 子どもの看護休暇の取得の促進

子どもの看護休暇にかかる年齢要件の緩和などにより看護休暇の利便性を向上させるとともに、休暇を取得しやすい職場環境づくりに努めています。

(6) 年次休暇の取得の促進

- ① 年次休暇の取得の促進
- ② 連続休暇の取得の促進

▶目標数値：職員 1 人あたりの年次休暇取得日数を平均 13 日とします。

年 度	実 績	備 考
令和 2 年度	11.3 日	
令和 3 年度	10.8 日	
令和 4 年度	11.4 日	
令和 5 年度	11.9 日	
令和 6 年度		

(7) その他次世代育成支援対策に関する事項

引き続き、地域貢献活動等に参加しやすい職場の環境づくりに努めます。